

実勢賃借料の情報提供について

平成29年2月

秩父別町農業委員会

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条に基づく賃借料情報(実勢賃借料)をお知らせします。

平成28年1月1日から12月31日までの農地の賃貸借の実績に基づく、年間の賃借料は次のとおりです。

実 勢 賃 借 料

※10a当たり単価

区 分	上 田	中 田	下 田
最 高 額	15,000円	12,500円	9,000円
最 低 額	12,500円	11,000円	6,000円
平 均 額	14,213円	11,111円	8,364円
合 計 面 積	638,376m ²	164,535m ²	165,675m ²
筆 数	89 筆	27 筆	22 筆

注) 特殊なものは除いております

参 考 賃 借 料

※10a当たり単価

区 分	上 田	中 田	下 田
金 額	14,000円	11,000円	9,000円
適 用 地 区	東栄の一部(6) 北新の一部(14・15) 北新の一部(16・17) 西栄(18・19・20・21) 南の一部(12) の各地区	日の出の一部(3) 東栄の一部(7) 北新の一部(10) 南の一部(13・27) 中央西の一部(11) の各地区	日の出の一部(1・2) 東栄の一部(4・5・8・9) の各地区

注1) 標準小作料と金額は同じ額です

注2) カッコ内の数字は旧行政区です